



## 添付書類をご用意ください



### 事業主さま

労務に服することができなかつた期間を含む賃金計算期間と、その期間前1ヶ月の賃金台帳と出勤簿の写しを添付してください。

### 被保険者（請求者）さま

以下に当てはまる場合や、変更があった場合に添付いただくもの。  
(コピーと指定していないものは、原本が必要です。)

➤ 障害厚生年金の給付を受けている方	<ul style="list-style-type: none"><li>● 年金給付額等がわかる書類 (以下のすべての書類が必要です)<ul style="list-style-type: none"><li>・障害厚生年金給付の年金証書またはこれに準ずる種類のコピー</li><li>・障害厚生年金給付の額、支給開始年月日を証明する書類および障害厚生年金の直近の額を証明する書類(年金額改定通知書等)のコピー</li></ul></li></ul>
➤ 老齢退職年金の給付を受けている方 (資格喪失後に申請する場合)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 年金給付額等がわかる書類 (以下のすべての書類が必要です)<ul style="list-style-type: none"><li>・老齢退職年金給付の年金証書またはこれに準ずる種類のコピー</li><li>・老齢退職年金給付の額、支給開始年月日を証明する書類および老齢退職年金の直近の額を証明する書類(年金額改定通知書等)のコピー</li></ul></li></ul>
➤ 労災保険から休業補償給付を受けている方	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「休業補償給付支給決定通知書のコピー」</li></ul>
➤ ケガ（負傷）による申請の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>● 負傷原因届</li></ul>
➤ 第三者による傷病の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「第三者行為による傷病届」 詳しくは滋賀県自動車健康保険組合にお問い合わせください。</li></ul>
➤ 被保険者が亡くなられ、相続人の方が請求する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等</li></ul>